



第2章

施策の体系

第2章 施策の体系

I. 健康・福祉

施策の体系



※ 在宅の寝たきり老人等の介護を行っている家庭に対し、在宅介護に関する総合的な相談指導を行う。また、寝たきり老人や介護者に、ニーズに応じた保健・福祉サービスを十分に提供できるよう、関係行政機関やサービス実施機関との連絡調整を行う。

1. 健康

(1) 健康施策の基本的視点

健康維持の基本は、個人の暮らし方、特に乳幼児期からの家庭での暮らし方にある。親は、子どもが乳児期から成長するのに沿って、食事と休養を柱に、日常生活の設計をし、食事のとり方や運動・衛生などの面で、健康に良い生活習慣を子どもに身につけなければならない。それが子どもの生涯を通じての健康につながる。行政の一つの役割は、子どもの生涯健康に関する親の理解を深め、親の役割を遂行するのに役立つ、きめ細かな学習機会を提供することにある。

また三世代家族が少ない現在では、子どもと親族や近隣の老人との交流機会を積極的に設けて、健康や生命の尊さを学ばせることも、親と行政の責任である。

子どもの成人後は、老親の介護などで自分の健康への配慮が後回しとなりかねず、家庭の保健機能が危機に面する場合もある。このような家庭の保健機能を補強するため、地域の力による近隣ネットワークの支援も行政の課題となる。早くから健康なライフスタイルを身につけることを学び、自立・自助と相互援助の精神により、近隣が肩を張らずに、無理なく助け合い、行政がそれを支える健康のまちづくりを、基本の理念とする。

(2) 繼続的課題

第二期長期計画第二次調整計画で、今後の課題として取り上げられた点のうち、以下の事柄については、社会的背景の変化と新しく加わった要因を念頭において、総合的・多面的に検討する。

- 1) 市民の利便性を高めるとともに、地域診療所の家庭医化の方向を念頭において、三種混合予防接種の個別化を慎重に検討する。
- 2) 保健センターは市民の健康管理を担っており、市民が良い生活習慣を身につけるための、健康教

育の発信地とする必要がある。そのため、保健センターが現在持っている機能と設備の有効利用を図る。

- 3) 保健センター、障害者福祉センター、建設中の高齢者総合センター(仮称)、および総合体育館の間におけるリハビリ・健康増進機能の連携と調整を図る。なお、設置計画のある在宅介護支援センターなどとの、ネットワーク化も考慮に入れる。
- 4) 健診内容の相違により、保健所と保健センターで、別々に保管されている市民の健診結果を、保健センターに集中保管し、活用ができるようにする。

(3) 新たな課題

近年の社会の変化、また、国の施策展開や、制度の新設や改変も急な状況のもとで、新たに取り組むべき課題として、次のものがあげられる。

1) 保健所と保健センターとの連携強化と業務調整

母親および乳幼児の健康の維持と増進のため、保健所と保健センターとの連携を強化し、きめ細かいサービスを実施する。

- ① 子どもの生涯健康に関する親の理解を深め、親の役割を果たすうえで有効な、学習機会の提供と、相談業務の充実を図る。
- ② 母子保健事業の市への移管が考えられるので、対応を講じておかなければならない。

■健康対策の項目別回答割合(全体)



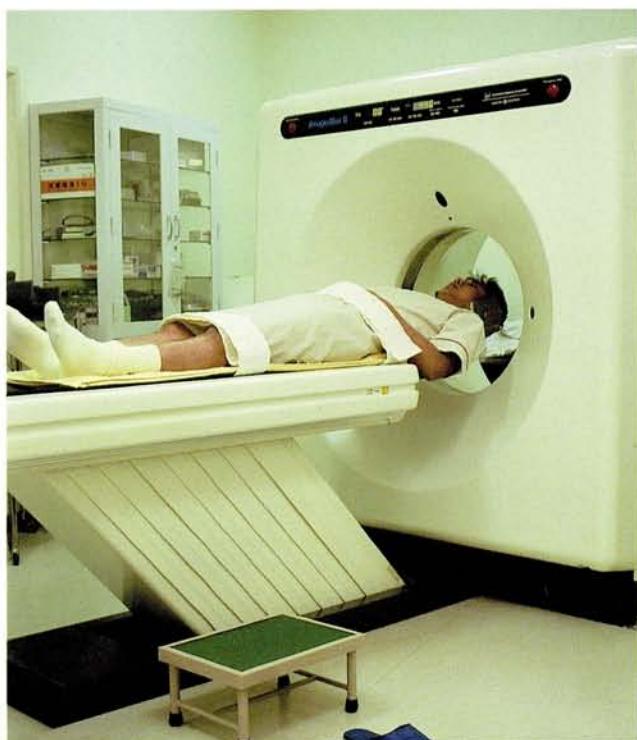
※ 厚生省が策定した、三大成人病である、がん、心臓病、脳卒中による壮年期（40～69歳）の死亡率を低減させるとともに、寝たきり老人を大幅に減少させることを目標とする、平成4年度から11年度までの8年間の計画。

2) 第三次保健計画による健康診査などの充実と訪問指導の強化

- ① 成人健診対象年齢の引き下げ、新しい健診項目の導入、健診方法の見直しなどにより健康診査の充実を目指す。
- ② 健康相談と健康学習の機会を増やし、市民の要望に柔軟に応じられる体制を作る。
- ③ 退職保健婦などの活用により、訪問指導内容の充実を図る。

3) 保健・医療供給体制の基盤強化

地域保健・医療の基盤となる診療所は、現役開業医の高齢化と若手医師の勤務医志向、および高額な初期投資の必要から、このままでは継承者が得られないおそれがある。したがって、施設および設備を行政が準備したり、既存の開業医または退職医に加えて、若手の一次医療希望者を招へい・育成するなど、種々の可能性を検討する。

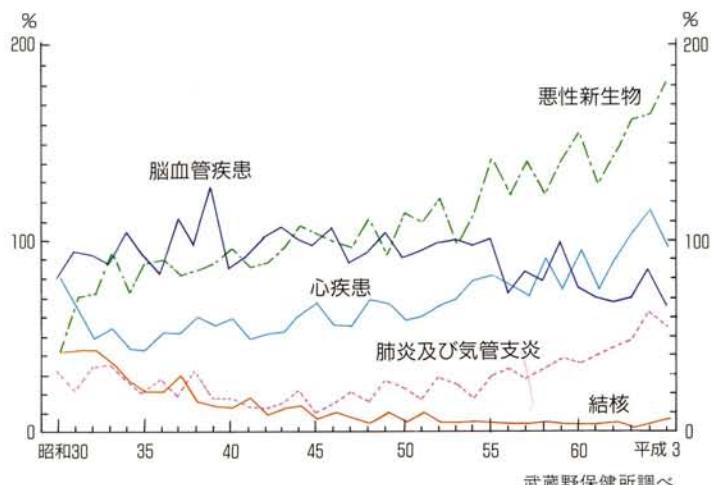


保健センターの役割はますます大きくなっている。

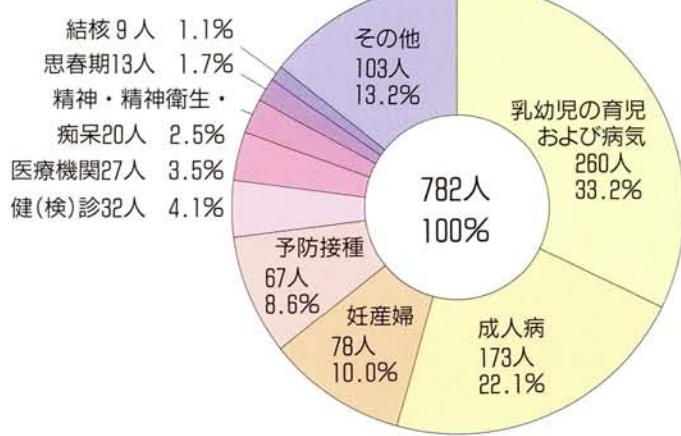
4) 健康推進のための市民による自主活動への支援

将来、寝たきりや痴呆症になるのを防ぎ、生きがいある高齢者となれるよう、すべての市民が健康に良い生活習慣を身につけることを目指し、グループ活動の中から専門的講習を受けた健康推進員と、健康推進協議会を設置するよう検討する。また健康推進員の研修を十分に行い、積極的健康増進につながる体育指導員や、高齢者の生活を支援するケアグループなど、関係組織との連携を図る。

■武蔵野市主要死因別死亡率推移(人口10万対)



■健康なんでも相談 相談内容の割合



平成3年度「むさしの市の保健事業」

2. 高齢者福祉

(1) 高齢者福祉の原則

平成4（1992）年における本市の65歳以上人口は、16,525人で全人口の12.2%、後期高齢層（75歳以上人口）は、6,776人で同じく5.0%であり、将来人口推計によれば、本市も本格的な高齢社会を迎えることになる。

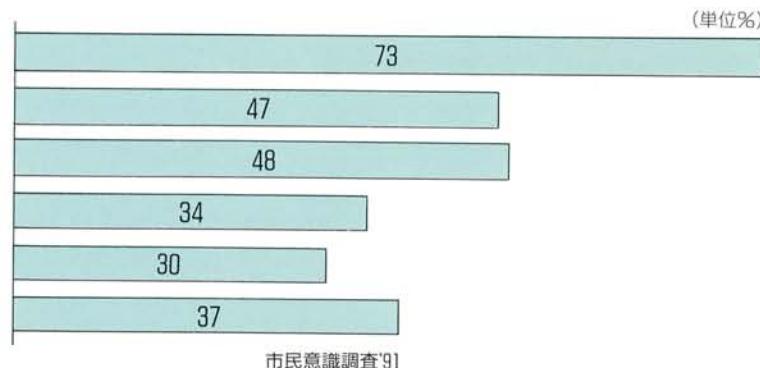
高齢化は誰もが避けられないから、若い時から自分の問題としてとらえ、一生の間どのように働き、どのように家庭と地域での生活を送るか、考えておく必要がある。こうした考え方に基づき、次の三原

則に立った地域づくりを行う。

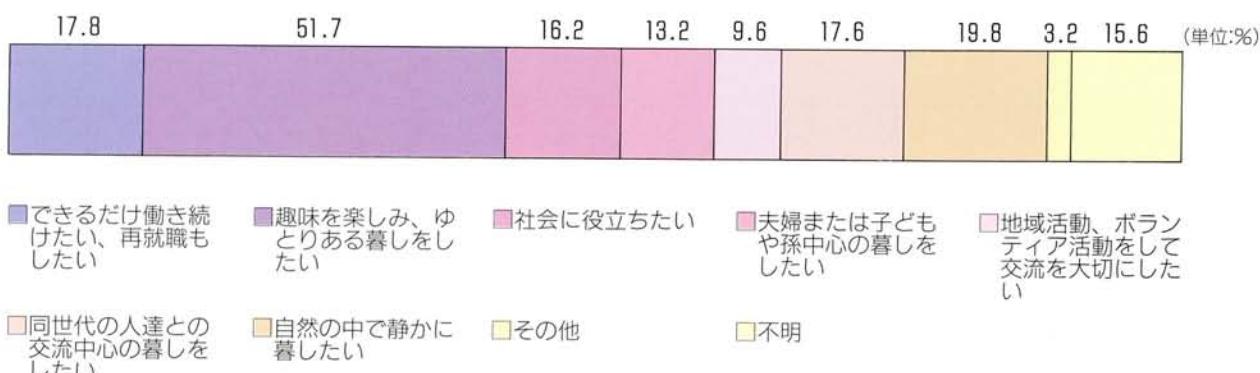
- ① 高齢者の所得および生きがいのための就労、地域活動などの社会的参画の機会を、まち全体で作り出し、高齢者のエネルギーを社会活性化の源泉とする。
- ② 高齢者が居住地域の中で、安心して生活できるよう、住居を含め保健・医療・福祉の総合的サービスを提供する。
- ③ 高齢者が自立できる環境づくりと、自助・互助・公助の体制が相互に補い合って円滑に機能するような施策を開拓する。

■高齢化社会対策の項目別回答割合（全体）

- 1 高齢者が健康でいられるように、また病気になっても困らないようにする
- 2 高齢者が経済的に困らないようにする
- 3 働きたい高齢者は働けるところがあるようにする
- 4 高齢者が住むところに困らないようにする
- 5 高齢者が学習、趣味、スポーツ等の活動ができるようにする
- 6 高齢者が地域や家族のなかで楽しく暮らせるようにする



■今後の生活



※ 老人福祉法と老人保健法で義務づけられた地方自治体の行政計画。高齢者の人口や住民の保健・福祉ニーズの的確な把握、サービスの実施状況、サービスの資源等をふまえて、サービスの具体的目標を立案する。

※ ゴールドプランと呼ばれている。

今世紀中に整備すべき保健福祉の国の基本的な計画。その主な施策は、市町村における在宅福祉対策の緊急整備、高齢者の生きがい対策、長寿科学研究推進10カ年事業、高齢者のための総合的福祉施策の整備である。

(2) 社会的活動によるコミュニティ形成への参画

現代の高齢者は、元気で豊かで積極的な側面を持つが、身体機能は年齢とともに低下する。したがって、それを遅らせ、自立を維持しようとの努力が大切となる。障害のある場合も、援助や介助により自立度を高めうるし、精神活動は生涯を通じて発達可能である。心身機能は社会的接触の中で高まるから、社会的活動の意義は大きい。



シルバー人材センターでは高齢者の知識と経験が生かされます。

1) 高齢者の就業促進と高齢労働力の積極的活用

[→P81・III 就労機会提供システムの整備]

近年は体力、知力、意欲にあふれた高齢者が多い。他方、中・長期的視点に立てば、労働力不足と就労形態の多様化が進む。したがって高齢者も人的資源として、柔軟な雇用形態のもとで積極的に活用する総合的方策を立て、民間企業にも協力を求めていく。

2) 高齢者総合センター（仮称）の有効活用

建設中の「高齢者総合センター（仮称）」（旧福祉社会館）は、①健康づくり、学習などの社会参加への援助、②補助器具の展示・試着・調整・無償貸し出しや住宅改造、また訪問看護、ヘルパー派遣、総合相談業務などを行う在宅介護支援センタ

ー、③痴呆性老人のデイホーム、食事・入浴サービスなどをを行うデイセンターの三機能からなり、地域福祉サービスの総合的拠点としての役割を果たす。したがって各種高齢者施設との連携にも留意を要する。

3) 社会活動の援助

健康面でも経済面でも自立的な高齢者が、ボランティア活動やコミュニティ活動に参画できるよう、教育文化施設、福祉施設、民間の非営利団体などにおける人材ニーズ情報を、市政センター、コミュニティセンター、市民社会福祉協議会などで提供する。

4) 高齢者保健福祉計画

国の中高齢者保健福祉十カ年戦略に基づき、市の社会的・地域的条件と、福祉政策の流れを考慮に入れた、市の高齢者保健福祉計画が策定され、地域福祉計画の中に位置づけられるが、以下にその骨子を述べる。

1) 寝たきり・痴呆症の発現の抑制

基本的考え方は、食生活や暮らし方の改善、介護方法や医療技術の進歩などにより、「寝たきり」や「痴呆症」の発現を最小限に抑えることである。そのため、医師会等関係機関の協力を得て、先端医療技術による早期診断・治療の確立に取り組む必要がある。

2) 地域における一次予防活動の充実

[→P48・健康推進のための市民による自主活動への支援]

成人病の根本的予防策である食生活・生活習慣の改善を目標に、健康学習および健康相談の充実を図る。従来の方式に加え、「寝たきり」および「痴呆症」の予防を目指す市民主体の健康推進協議会を設置し、保健、医療、福祉関係機関との協力を進める。

3) 特別養護老人ホームの地区別整備と小地区別在

※ 21世紀の高齢者の住宅・住環境の整備の実現を目指し、幅広い視点から高齢者の住宅施策の展開を図ることを目的に、平成3年3月に策定された計画。

※ flextime

自由勤務時間制。規定の労働時間を守れば、出退社の時間は従業員各自が自由に決められる勤務体制。

※ 午前中3時間とか、9時から3時までという形ではなく、食事の時やおしゃべりができるといった必要な場合だけサービスすること。サービスを提供する側も、時間帯を選択できるというメリットがある。

宅ケアの推進

吉祥寺北町で都の施設と合築中の特別養護老人ホームのほかに、東部地区、西部地区にも小規模の同種施設の建設を検討する。これらの施設や高齢者総合センター（仮称）は、地域福祉の拠点として、ネットワーク化を図りつつ、通所型の事業と派遣型サービスを、できるだけ一元的に提供することが望まれる。

4) 老人保健施設と高齢者住宅の確保

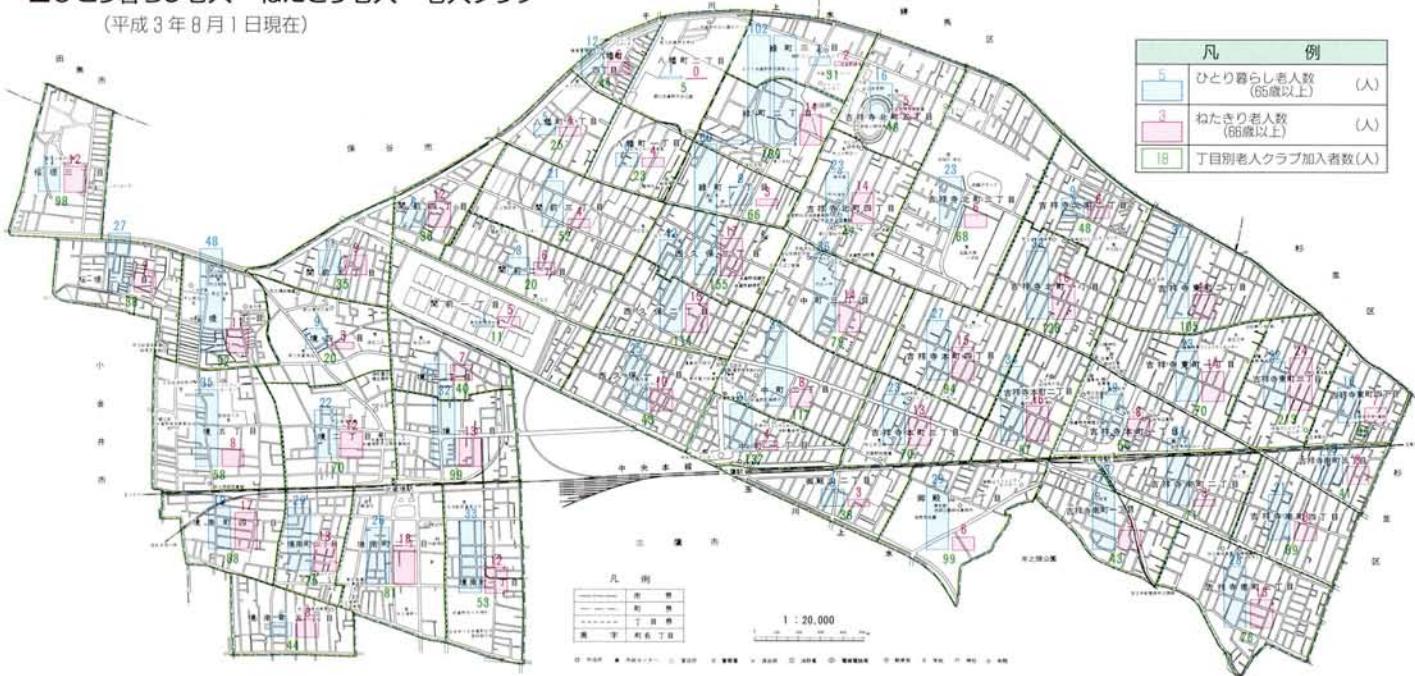
危険な急性期を過ぎた高齢者が、退院して機能訓練を中心に療養生活を送れる老人保健施設を設置し、それが地域福祉の拠点としても機能するよう整備を図る。また「武藏野市地域高齢者住宅計画」に沿って、高齢者住宅の確保に努力する。

5) フレックスタイルによる新しいホームヘルパーの養成と確保

サービス時間帯を広げ、派遣方法も必要な時間だけ出向くという、間欠的サービスの実施を検討

■ひとり暮らし老人・ねたきり老人・老人クラブ

（平成3年8月1日現在）



平成3年版「武藏野市地域生活環境指標」

する。

6) 福祉公社による公的サービスの補完

従来からの一般利用者向け有償サービスのほかに、今後は在宅介護支援センターのフレックスタイル・ヘルパーと同様の人材を配置し、ソーシャルワーカーや看護婦についても必要な人員の整備に努める。

7) 保健・福祉サービス連絡調整チームの設置検討

個々の高齢者の多様なニーズに対し、最も適したサービス・パッケージを提供するため、在宅介護支援センターへのサービス調整チームの設置が望まれる。

（4）食事サービスの検討

従来からの高齢者・障害者向け食事サービスは、週3回の昼食のみである。今後の利用者増大に対し、真の食事サービスのニーズを整理し、適切な基準を作り、自宅配食のほかに一定の場所で食事を提供するなど、多様なサービスのあり方を検討する。

※ 障害者が地域の中で自立した生活を送るために、必要な設備及び介護を提供する居住施設で、10人程度の小規模なもの。

3. 障害者福祉

(1) 現状と課題

高齢者、特に障害を持つ高齢者の増加は、「障害者福祉の問題」を「一般市民の課題」としてきている。しかし、障害の種類、度合い、年齢などの相違から生じるニーズの多様性が、きめ細かい対応を推進させてきた一方、施策展開を複雑にしていることも否めない。そうした背景の中で、第二次調整計画にある重度・重複障害者更生・訓練施設の新設と、障害者授産施設の新設は、建設中の障害者総合センター（仮称）が、養護学校卒業後対策としてのデイサービス事業、職業訓練、および福祉的就労の場を提供することにより、定員不足などの問題を残しながらも、解決の方向に進んだ。今後の課題は、①既存施設との機能・役割分担および連携関係の調整、②心身障害者の居住施設、③精神障害者の社会復帰支援、④他分野との連携強化である。

(2) 必要な施策

1) 市立障害者福祉センター等の機能と役割の分担

市立障害者福祉センターは、障害者全体を視野に入れた専門的サービスの場として位置づける。相談業務、情報の提供、機能訓練などのあり方、増改築の必要性などについては、専門委員会を設置して検討する。なお、既存の作業所に関しても、分室方式の可能性を検討する。



障害者福祉センター

2) 心身障害者入所・更生施設確保の検討

既存の社会福祉法人に市が出資することで、市内在住の心身障害者の入所・更生施設を確保する。その際、本人と親の高齢化の進展を考慮し、できるだけ本市や、近隣各市を含む広域圏内、あるいは交通の便の良い都内・近県内に確保するように努める。また、通所施設の併設可能性も検討する。

3) グループホームの設置の検討

親亡き後の生活を考慮すると、様々な居住の場を用意する必要があり、まずグループホーム設置の検討を進める。例えば、食事提供などの生活援助体制を整えた、心身障害者のためのホーム設置を検討する。

4) 障害者用住宅の拡大

自立度の相対的に高い障害者に対し、公営・公団住宅内の確保、民間住宅の借り上げ、現行家賃助成制度の拡充を通じ、障害者のための居住の場を広げていく。なお、これらは高齢者住宅の確保と平行して行う。

5) 精神障害者の社会復帰支援

この問題への対応の中心は保健所であるから、市は民間の地域ネットワークの力を生かして、保健所が業務を遂行する際の条件整備を行い、その積極的取り組みを促していく。

6) 保健・医療や高齢者福祉との連携強化



障害者総合センター（仮称）完成予想図

- ※ 東京都が、21世紀の高齢社会に備え、福祉をはじめとする関連施策を総合化した、地域福祉を計画的に推進するための「基本計画」として平成3年1月に策定。
- ※ すべての市民が、安心して、いきいきと暮らせる地域づくりを目指す計画。高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉など、現制度や仕組みを見直し、新たな課題を整理し、市民とともに検討する方向を示すもの。
- ※ 住民や社会福祉事業者、関係団体などが、多様で主体的な活動を基盤に、みずからの活動の目的や内容、目標などを設定し、実践するために策定する計画。

- ※ 地域福祉は、都全域を圏域として東京都が策定する「地域福祉推進計画」と、区市町村が策定する「地域福祉計画」、及び住民が主体的に策定する「住民活動計画」の三つの計画のこと。

- ※ life stage
※ 幼児期、青年期、壮年期、老年期など人間が生まれてから死ぬまでに経過する諸段階のこと。

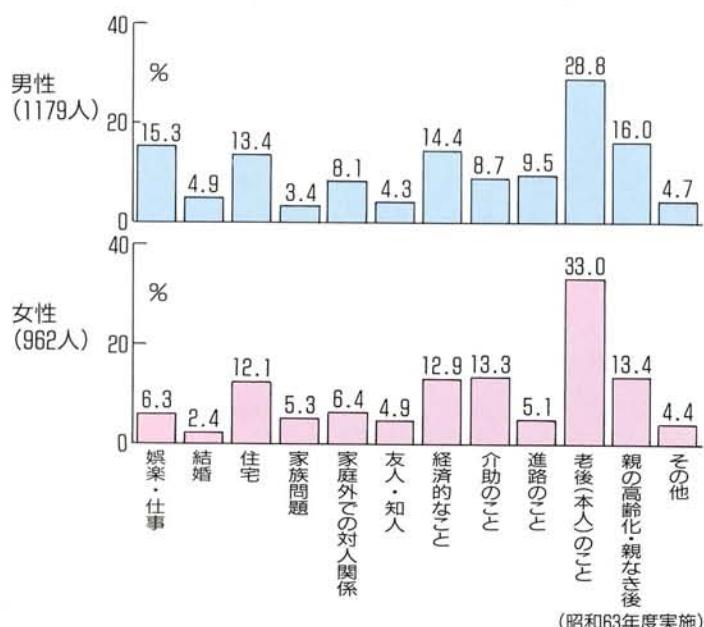
保健・医療との連携は、福祉機能の効果を大幅に増大する。例えば保健センターとの協力強化は、広域専門機関との連絡、その他運営上の改善により、障害の早期発見、計画的治療・療育の機能を高めうる。また、在宅ケア強化のため高齢者福祉との総合化を進める必要がある。例えば利用者の便宜を考慮して、受付窓口の一本化などを検討する。

7) 心身障害者対策協議会の設置

従来の障害者福祉全般を点検し、錯そうした施策を整理し、必要な補強・新規施策を検討するため、常設の協議会を設置する。中でも、他の領域との連携強化や、障害者のライフステージに沿った、一貫性と連続性ある施策の検討が重要である。

■武藏野市心身障害児者・難病患者実態調査

性別にみた障害者本人が今困っていること(複数回答)



4. 児童福祉

児童福祉法に基づく保育所などの各種事業は着実に行われてきており、今後もいっそう発展させていく。本長期計画では、児童に焦点を当てた検討が、II. 教育・文化・コミュニティで行われているので、保育事

業や学童保育についてはIIで記述する。

5. 地域福祉

(1) 地域福祉計画

「東京都地域福祉推進計画」、本市が策定する「武藏野市地域福祉計画」と、市民が主体的に策定する「住民活動計画」の、「三相の計画」により地域福祉を推進する。その目標は具体的ニーズを持った市民が、生活の場である「地域社会」を基盤に、各種施設や福祉資源を効率よく活用できるようにしながら、地域福祉の展開を図るものである。

地域福祉計画は元来、子どもから高齢者まですべてのライフステージにある市民を対象とするものであるが、本計画では児童福祉を教育と一体のものとして、「全児童対策」として位置づけ、II. 教育・文化・コミュニティにおいて詳しく述べる。

ここでは高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉などに関し、従来、個々に展開されてきた対象者別行政を総合化した計画を策定し、実施する。

(2) 本市における社会福祉施策の課題

本市の福祉行政は、これまで在宅福祉を中心に展開してきた。今後は入所・通所施設の整備が進む。それらは、地域の障害者・高齢者とその家族にサービスを提供するだけでなく、一般市民の体験学習の場として、福祉活動をとおした市民交流の中核的役割を果たすことが期待される。その先駆けとして、高齢者総合センター（仮称）と、障害者総合センター（仮称）による新しい事業を開始する。今後の課題は、①保健・医療・福祉の統合、②住宅・交通体系・まちづくりとの連携、③障害者福祉と高齢者福祉の統合、④福祉サービス供給主体間の役割の調整、⑤小地区単位での福祉活動である。

1) 保健・医療・福祉の統合

在宅ケアを支える柱として、訪問看護とその背

後にある医療機関の存在は重要である。高度の医学的管理を必要とする要介護老人には、従来の福祉型在宅ケアのほかに、医学的ケアを重視した制度が必要である。したがってゴールド・プランの実施に当たり、保健・医療・福祉の統合を、具体化することが必要である。また寝たきり高齢者や、障害者に対する口腔衛生指導や歯科治療も、心身の健康や生活の質の向上に必須である。さらに眼科や、そのほかの診療科との連携も重要となる。

2) 住宅・交通体系・まちづくりとの連携 [→P90・IV 住宅政策等]

障害者・高齢者が、家の内外で安全で快適に行動できるよう配慮した、人間にやさしい住まいの確保や交通体系の整備など、まちづくりを基盤に

福祉サービスを展開する。まちづくりに関しては、武藏野市福祉環境整備指導要綱をいっそう充実する。

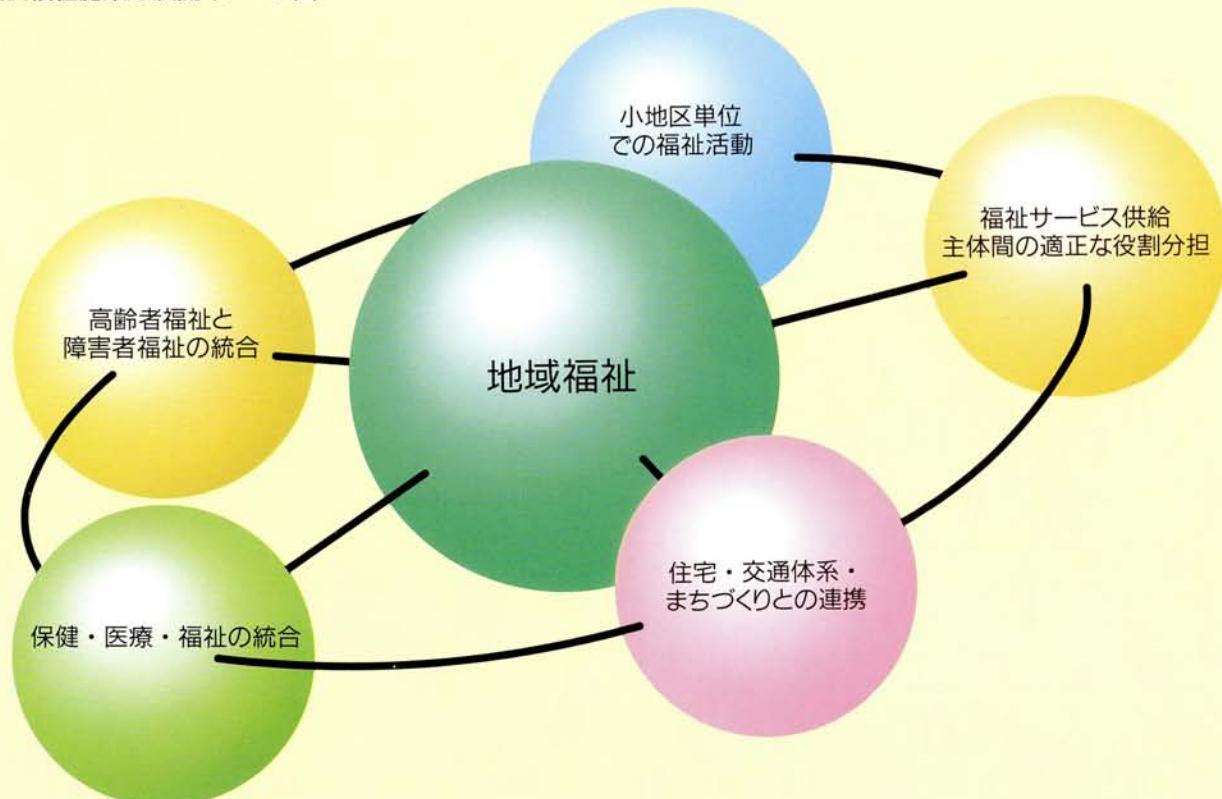
3) 障害者福祉と高齢者福祉の統合

障害者の高齢化と高齢者の障害の重度化とともに、障害者福祉と高齢者福祉を別々に扱うことの弊害が生じてきている。また両者の区別は、障害者にとって不利な対応をもたらすおそれがある。そこで特殊なサービスを除き、二つの領域を統合していく必要がある。

4) 福祉サービス供給主体間の適正な役割分担

① 福祉公社は、原則として公的サービスを補完する役割を果たすが、両者の関係は固定的なものではなく、公的サービスの水準の変化に伴つ

■社会福祉施策の展開イメージ図



※ 厚生省が昭和60年度から開始した福祉ボランティアのまちづくり事業のこと。ボランティア基金をつくり、市区町村の社会福祉協議会が主体となってボランティアの啓発活動、研修、情報提供などを行い、ボランティアの活動を促進、援助する。

て変化する。したがって公社の対応は柔軟なものでなくてはならない。また事業経営の安定化が重要な課題である。

- ② 社会福祉法人「武藏野障害者総合センター」は、公益性を保ちながらも、市民ニーズを反映させやすい組織として、新しい社会福祉施設や在宅サービスを弾力的に運営する任務に当たる。そのためには行政の限界を超えて、従事者を柔軟に確保することが期待される。
- ③ 地域福祉計画の目標を達成するには、一方で福祉サービスの供給組織を市民の身近な地域におき、一人ひとりの市民のニーズに柔軟に対応し、他方でそれを行政組織と結び、有効に機能させる必要がある。

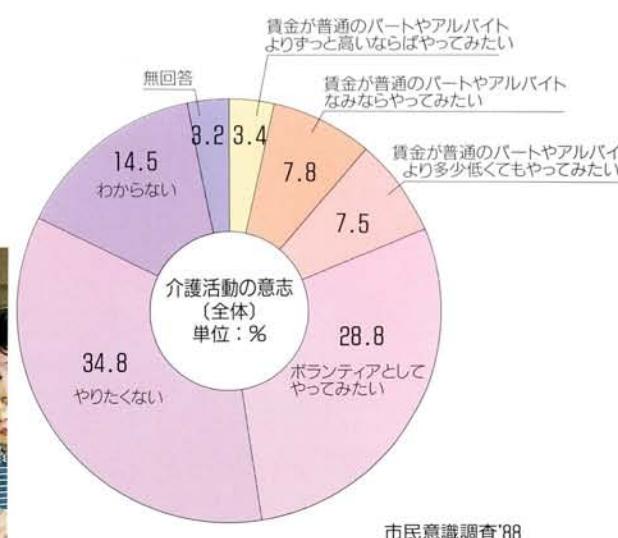
また、それらは市民にわかりやすいものでな

ければならない。そこで町単位に、地区別市民社会福祉協議会を設立し、生活圏における小グループ・ボランティア活動に、支援を行うことを検討する。そのためにはまず、市民が主体的に策定する「住民活動計画」を支え、ボランティア事業や、それに続くふれあいのまちづくり事業など、国や都の補助事業を受け入れることが必要となる。

- ④ ボランティアセンター武藏野（VCM）は、設立以来の市民自治に立脚した、自主的な互助活動の伝統を生かしながら、新しいボランティアの開発や既成のボランティア団体との連絡・調整・援助など、市民社会福祉協議会の一事業体としての活動も拡大していく。



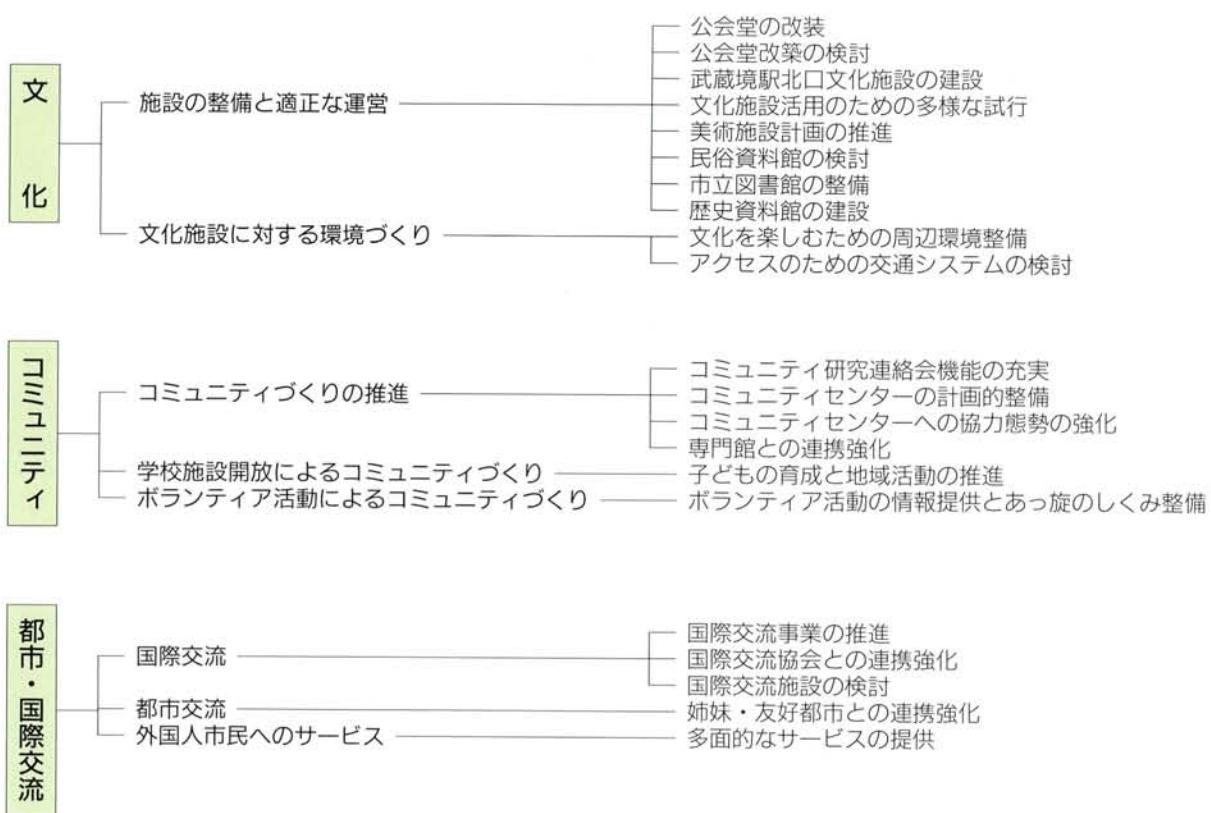
市民社会福祉協議会の介護講習会



II. 教育・文化・コミュニティ

施策の体系





1. 基本的視点

都市基盤の整備や健康管理・福祉の充実など生活環境が整備されると市民一人ひとりの生活の豊かさ－「生存の質」－を高める、新しい都市的なライフスタイルづくりが求められるようになる。現在、週休2日制の定着傾向、学校週5日制の試行、新技術の飛躍的発展などによって、多くの市民がゆとりの時間を持つようになってきた。

一方、核家族化・少産化・ひとり親世帯の増加などによる、家庭基盤の脆弱化が進行している。家庭の崩壊は、人の心を傷つけ、すさんだ生活の原因となる。そこで、豊かさの基盤である家庭の、脆弱化の予防と維持を図り、また、子どもをはつらつとして、たくましく、やさしく、英知に満ちた、健全な社会人として育成するためにも、家庭教育力の強化と学校教育の充

実が重要となる。

同時に、家庭教育の充実とゆとりの時間を有効に活用した、自発的な学習システムの確立、文化の創造や享受の態勢づくり、地域での社会参加機会の拡大整備、心身をリフレッシュさせるスポーツのネットワークづくり、交流事業の促進などあらゆる角度から、市民の心の豊かさを支援していく方策が必要である。

以上の視点を踏まえて、教育・文化・コミュニティの領域を、就学前児童へのサービスの充実、小・中学校教育の充実、生涯学習、文化、コミュニティ、都市・国際交流の六つに整理し、課題と方策を述べる。

2. 就学前児童へのサービスの充実

就学前児童の生活形態は、保育園や幼稚園などへの

通園と、いずれにも通園していないものに大別される。

従来、育児は、家族や身近な者の中で行われた。しかし現在の都会では、住宅事情もあって核家族が多く、育児について実践的な情報が得られない場合も少なくない。そこで、このような背景を十分考慮した、子育てファミリー層への総合的な事業の体系を整備する。

(1) ニュータイプの乳幼児施設

「0123吉祥寺」は、0歳から3歳までの子どもを育てている親を支援する施設として、位置づけられている。ここでは、育児に関する親同士の意見交換や、悩みごとの相談などを含めた新しい試みがなされている。この施設の成果を確認したうえで、同様のものをほかの地域に設置することを検討する。

施設の性格

0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、子ども同士、親同士のネットワークを地域に広げる、ふれあいを大切にした施設です。親子でいつでも自由に来館し、子どもの自発的な遊びを通して、子どもの成長や親同士の交流を促進します。

(2)

保育園

女性の社会参加機会の拡大や、適齢児童数の減少など社会状況の変化により、保育園の役割や保育サービスへのニーズも多様化している。21世紀にふさわしい保育園を目指して、従来の措置型に、新たな契約型入所制度を加えての実施に移行する。そのため、検討すべき事項は次のとおりである。

1) 契約入所制度

- ① 各園の特色を出した保育園づくり（例えば、定曜日保育、半日保育、時間延長保育、夜間保育など）。
- ② 利用者は、必要な保育を、用意されたものの中から選択して契約する。



※ 子どもたちの集団での遊びの体験や子育ての中のお父さん、お母さん同士の交流を目的として、市内の私立幼稚園で行われている。対象は、幼稚園、保育園に通っていない2・3歳の子どもとその父母。

※ 市立境幼稚園で行われている、在園児および地域の母親対象の研修会。核家族化・少子化に伴う、母親の子育てに関する情報の交流・提供を行っている。

- ③ 収入に応じて、また、受けるサービスの種類による保育料の負担制を導入する。

2) 措置入所制度

- ① 年齢別定数を見直す。
- ② 障害児保育の枠を広げる。

以上の点を勘案した、保育園の整備計画を作成し、一つずつ具体化する。

(3) 保育室、家庭福祉員

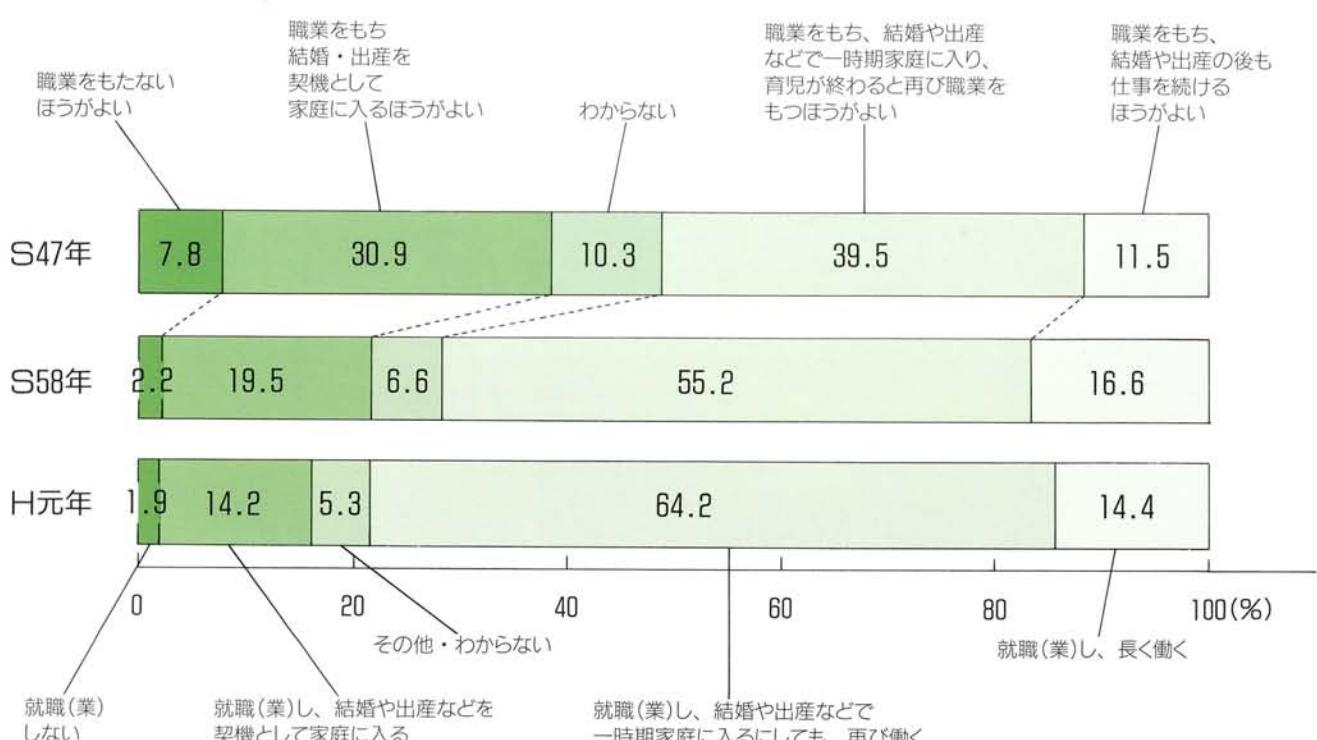
保育室、家庭福祉員（保育ママ）は、早い時期の乳児の保育と、1・2歳の幼児の保育に、大きな役割を果たしている。また、保育室は、「緊急一時保育」の受け入れ先としても機能している。そこで市は、これまでどおり補助を行っていく。

(4) 幼稚園

児童数の減少傾向によって、幼稚園の定員割れの可能性が出てきている。私立幼稚園に対しては、自主性を最大限尊重しつつ、必要な補助をしていく。幼稚園施設の解放による「わくわく親子園」は、私立幼稚園の協力を得て、充実していく。

市立幼稚園である境幼稚園については、学校教育の担当者が幼児教育を知ることのできる唯一の場として、幼児教育に関する研究が数多くされてきており、子育てのための学習や相談、「子育てトーク」も実績をあげている。しかし、いくつかの観点から施設の利用目的を含めて、抜本的な見直しが必要になっている。

■女性が望む就業形態



平成4年版「国民生活白書」

※ 個性や能力に応じた教育を可能にするために、一つの学級を複数の教員が受け持ち、多様な指導を展開する。

※ 地域の人々の持っている優れた技術や能力を、学校の教員との連携を図りながら、授業に計画的に導入しようとするもの。

3. 小・中学校教育の充実

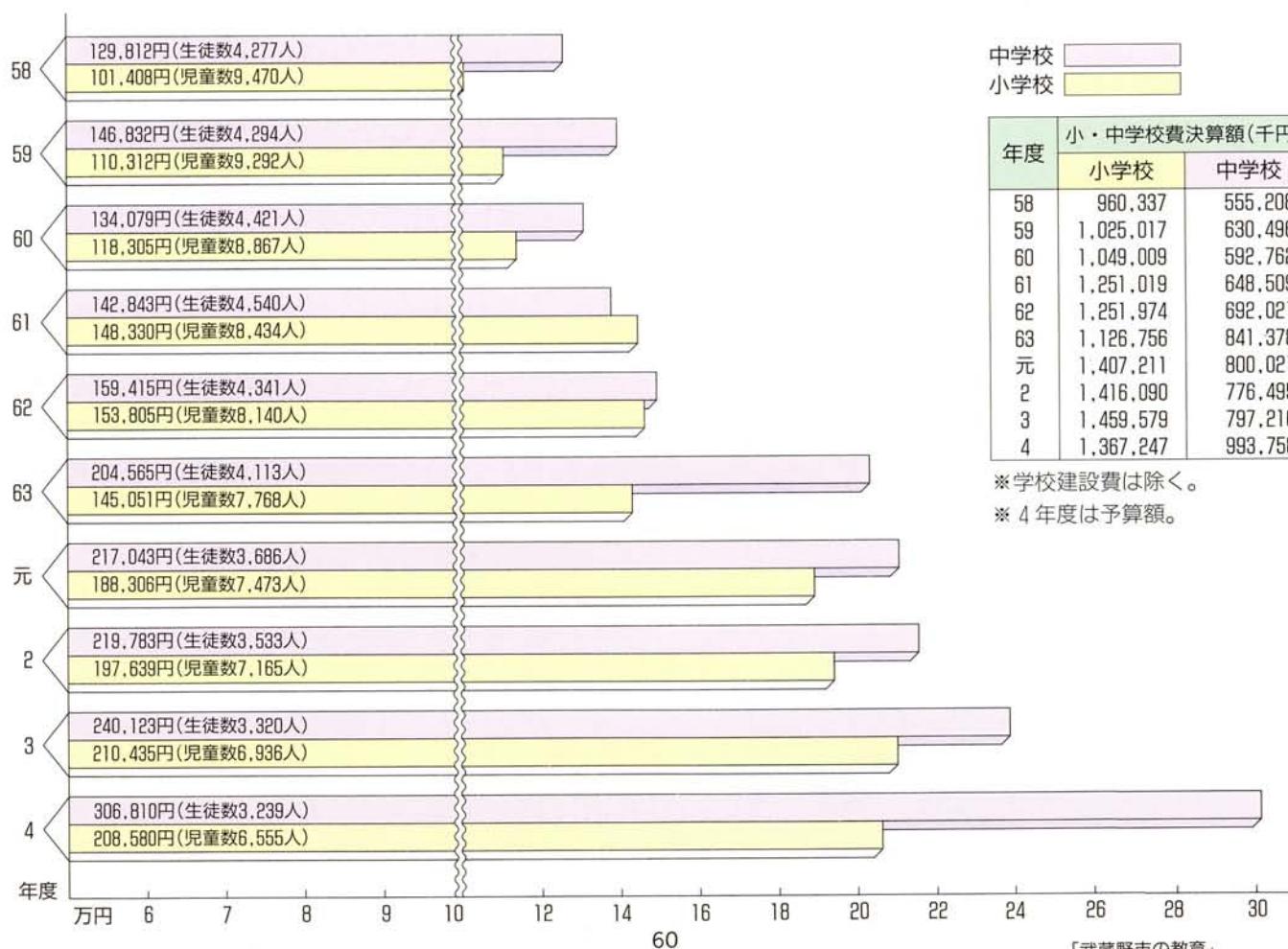
(1) 学校週5日制への対応

完全実施に向け、教育課程の選択は、児童・生徒の個性を伸ばし自主性を高めるとともに、学力向上することに重点をおく。児童・生徒の育成への対応では、武藏野市地域児童対策検討委員会の答申を参考にして、家庭・地域との有機的連携を図る。

(2) 学校教育の向上

児童数の減少、公立離れ傾向、塾への依存割合の高まりの中で、市立の小・中学校に求められるものは、教育の向上と、時代の要請に合った多様な教育ニーズへの対応である。この目的のために、次のような施策と事業が必要である。

■児童・生徒一人当たりの所要経費の推移



※ 豊かな人間性や生活自立に必要な知識・技能・態度・習慣の育成をねらいに、自然体験・勤労体験・自立的な生活体験・集団での共同生活体験を拡大するため、自然の豊かな場所につくる長期滞在型の学習施設。

ある児童・生徒への接近と教育相談機能の有機的な連携を図り、効果を高める工夫が必要である。

4) 障害児教育

いぶき学級・群咲学級の施設が整備されたが、今後は、これをさらに進めるとともに、普通学級との交流を広げる。また心身障害児センターの設置を検討し、障害児教育を充実する。学校週5日制の実施に向けては、その趣旨が生かされるよう適切な対応が望まれる。

5) コンピュータ教育の推進

情報化の進む社会にあって、情報活用能力を育成する必要がある。児童が自主的に取り組めるよ

うな、指導上の工夫と、指導者の養成が望まれる。

6) 帰国・外国人児童生徒への支援

帰国・外国人児童生徒に対し必要な支援態勢を、より充実する。

7) 公立小・中学校離れへの対応

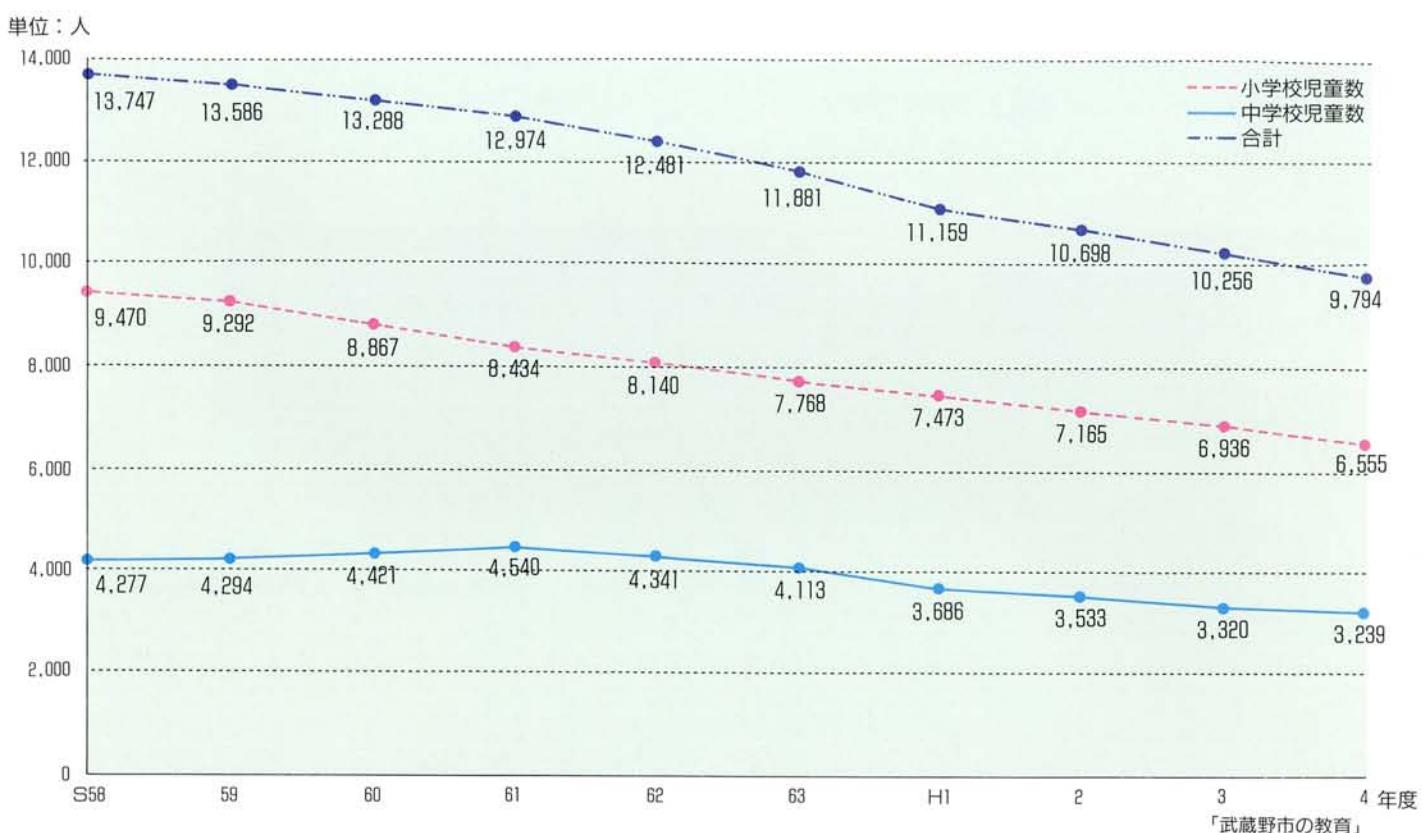
公立小・中学校離れ現象の原因を調査し、必要な対策を立てる。

(3) 個性を伸ばし活力・自主性を身につけるための施策

1) セカンドスクールの設立と実施

自然に恵まれたところにセカンドスクールを設立して、従来の移動教室よりも長期に滞在して、農家でのホームステイなどを行う。教科を学びな

■武藏野市立小中学校児童・生徒数の推移



※ 外国人との交流をとおして諸外国の言語や文化、習慣の違いなどを体得し、コミュニケーション能力を育成する。国際感覚を身に付ける機会を地域で持つというもの。

がら、自然や集団生活などを体験することによって、自主性や協調性、思いやりの心などが育つことを目的とする。

2) 国際理解へ向けての施策

帰国児童生徒や在日外国人の増加、国際交流の機会の増加によって、国際理解の必要性が高まっている。帰国児童生徒については、早く学校に適応できるように帰国・外国人児童生徒相談所の機能を充実させる。また、現在設置されているワールド教室を充実させていくとともに、スポーツ交流なども含めて、国際感覚を身につけられるような方策を取り入れる。

3) 生活マナーとモラル確立

セカンドスクールなどの体験や、学級活動などを通じて、交通マナーの理解と実践、生活の中での環境保全への努力など、日常生活についてのマナーを身につけ、社会人としてのモラルの確立を図るよう指導する。

4) 健康生活への理解と健康生活習慣の確立

規則正しい生活の重要性や嗜好の問題などにつ

いて理解を深めるとともに、健康的な生活習慣の確立を図る。そのためのマニュアルを、保健センターと協力して作成する。

5) 環境教育の充実

日常の生活と環境問題との関わりを、積極的にとらえていく教育の充実が必要である。生涯学習との関連も考慮すべきである。

6) 中学校給食

中学校給食の実施については、諸般の事情を十分に考慮しながら、慎重に対応する。

(4) 教育関連施設の整備

1) 学校施設の計画的整備

現在の校舎の建設は、昭和40年代に集中して行われたため、老朽化による改築事業も集中する可能性がある。改築に際しては、社会的要請に対応できる施設としていく。この事業は、莫大な費用を要するので、計画的整備のための委員会を設置し、改築に関して基本的な考え方をまとめる必要がある。

現在設計中の千川小学校は、多様な指導方法に

■平成4年9月12日(土)の 学校週五日制実施にともなう調査

小学校全学年
(男子1296人・女子1196人・全体2492人)

調査項目	内容	男子	女子	全体
主にどこで過ごしたか	●自分の家	39.9	44.1	41.9
	●外出	60.1	55.9	58.1
家で何をしたか	●読書やテレビ	34.2	33.6	34.0
	●休息	23.4	22.5	22.8
どこへ出かけたか	●近くの公園	18.8	14.7	16.8
	●買い物の	11.2	15.6	13.4
誰と過ごしたか	●家人の人	57.8	66.5	62.2
	●友達	31.9	23.6	27.8
家に大人がいたか	●いた	90.3	91.5	90.9
	●いない	8.6	7.0	7.8
休みは楽しかったか	●楽しかった	77.2	81.8	79.4
	●もっと工夫すれば	9.6	7.5	8.6

調査項目	内容	男子	女子	全体
主にどこで過ごしたか	●家庭	62.1	74.1	67.7
	●地域	18.6	11.5	15.3
誰と過ごしたか	●家族	45.9	55.3	51.8
	●友達	29.0	20.8	24.1
何をして過ごしたか	●休養	18.1	19.0	18.3
	●自分の趣味	15.2	18.8	17.0
前もって計画を立てたか	●立てていた	32.9	31.0	31.9
	●立てていない	67.1	69.0	68.1
振り返っての感想は	●体を休められた	36.9	35.3	36.2
	●変わらない	22.8	27.1	24.8

「教育むさしの№48」

※ 学校の適正規模、通学区域及び適正配置、学校の教育環境に関することについての検討を行うために設置された同委員会が、特に適正規模に関する基本的な考え方をまとめ、提言として提出したもの。

対応でき、地域への開放を意図して企画した施設で、健康障害の予防に留意し、太陽熱や雨水などの利用も考慮した未来型となるようにする。その長所が、他の学校の設計に反映することができるよう、十分に留意する。

2) 児童数の減少に伴う対策の検討

児童数の減少によって、標準学級数を割る小規模校が増加する傾向にある。^{*}学校適正配置等検討委員会の緊急提言にあるように、単級学年の増加を防ぎ、小規模校を解消もしくは予防するための対策を検討する。

3) 教育研究施設の検討

① 子どもをとりまく環境の変化と、教育への要求の変化は激しく、本市は、これまで、教育について多くの新しい試みをしてきた。しかし、ことの性質上、行政施策の事前の検討、および施策の効果の評価などには、慎重でしかも息の長い専門的な調査研究を必要とするものが多く、通常の委員会方式での対応には限界がある。そこで、(2)や(3)で掲げられている施策のうち、このような問題については、教職員や専門機関への委託などによる調査研究を、体系的に事業化して、推進する必要がある。

② 新しい教育技法の研究や、教育相談機能の向上にとって、高い必要性が認められる場合には、そのための場所を用意する。

③ 後述の生涯学習センター施設との調整と連携を十分に行う。また、調整計画において、これら二つの組織の評価を行い、その総合化の可能性を検討する。

4) 桜堤調理場の改築 [P51・I 食事サービスの検討]

改築は、今後、学校給食だけでなく、他の食事サービスの提供を考慮に入れて検討すべきである。

4. 生涯学習

これまで私たちは、利便性や機能性を重視し、物質的な豊かさを追い求めてきた。反面、生活の中に「ゆとり」や「心の豊かさ」、良い意味での「あそび」を見失っている。

人生80年、生きる喜びを実感しつつ、市民一人ひとりが自己実現をどう果たしていくのかが、「生涯学習」に問われている課題である。

いま、私たちをとりまく環境の変化が著しく、市民のニーズは多様化し、自己実現の方法も様々である。個人の自発性を尊重する基本に立って、市民の生涯学習への意欲を促し、学習の場と機会の提供を体系的に整備し、支援していく。なお、学校教育は生涯学習の基礎づくりの場となるものであるが、便宜上別項で述べる。[→P60・小・中学校教育の充実]

(1) 生涯学習推進体制の整備

生涯学習は、対象者別に見ると、子どもから高齢者までにわたり、範囲も教育・健康・福祉・環境・安全・国際対応・消費者活動・文化・スポーツなど広く、その程度も、基礎的な学習から高度な学術研究までを含んでいる。現行の市の行政組織に当てはめてみても、そのほとんどを包括する幅広い分野を



吉祥寺図書館のこどもまつり。

占める。

1) 生涯学習の体系化と庁内体制の充実

効率的かつ多様な施策の展開を図るため、生涯学習に関する体系を総合化し、庁内の推進体制を充実していく。

2) 学習機会を拡大する施設・人材の活用

幅広い市民の学習ニーズに応えるため、周辺自治体との相互乗り入れ、大学の施設と人材の活用など、学習機会の拡大を図る。また、そのための連携・協力態勢を早急に整備する。

3) 生涯学習センター施設の設置

生涯学習に関する情報・交流・活動・相談などのサービス機能を持つセンター施設の検討を進める。その際、女性関連施策や子ども関連施策など、関係する計画を総合的に調整する必要がある。

4) 富士高原学園の改築

生涯学習機能を持った市民施設として改築する。

5) 市民保養施設の拡充

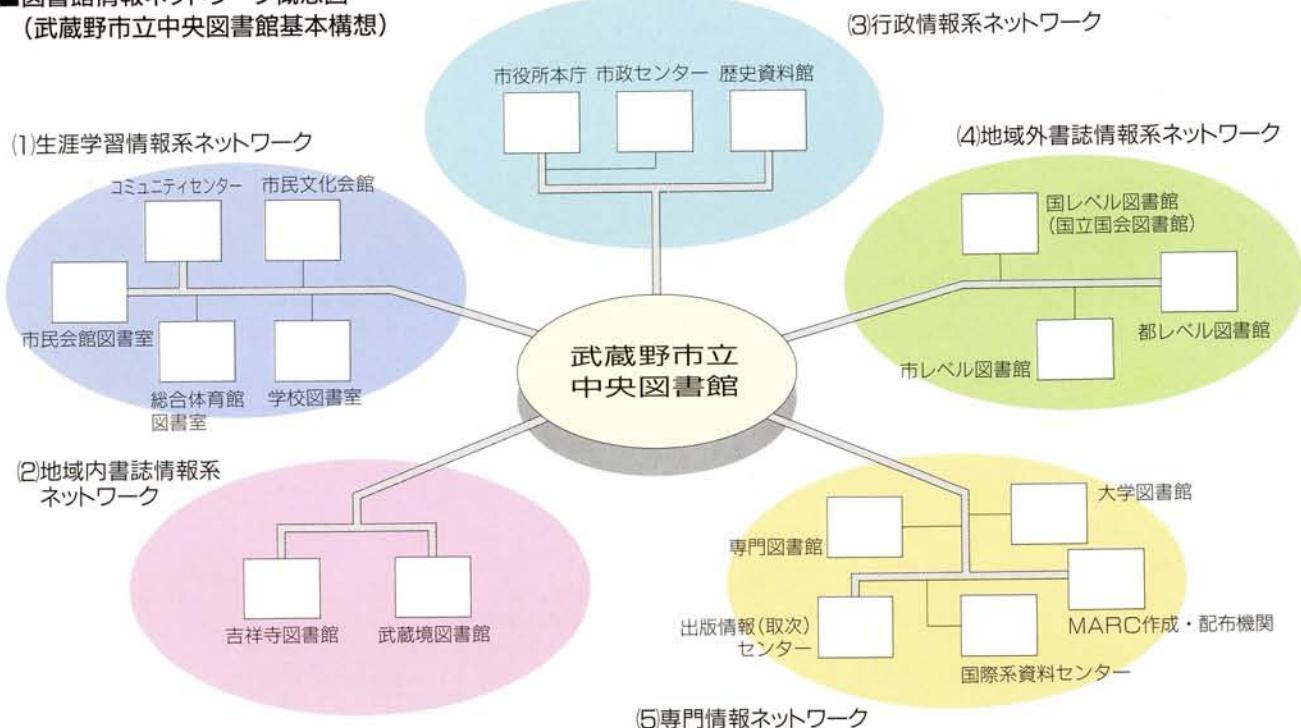
市民がリフレッシュして、明日への活力を養うための水と緑ゆたかな保養施設を、整備していく。必ずしも市単独の設置にはこだわらず、近隣自治体や姉妹・友好都市との広域協力、民間施設の契約利用などによって、市民の多様なニーズに対応可能な、変化に富んだネットワークづくりを進める。

(2) 子ども施策の充実

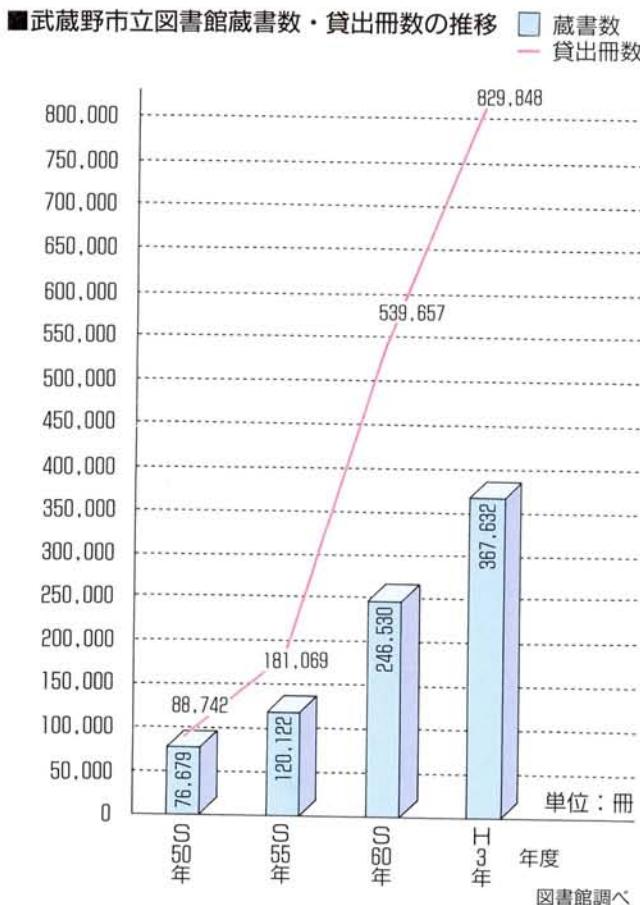
子ども施策は、児童が、より質の高いサービスを平等に受けられるという全児童対策を基本とする。近年とみに進んでいる、親の価値観ならびに就労形態の変化、および子どもの下校後の生活の多様化を考慮すると、子ども施策は、従来の措置型から選択の加わったものへと徐々に転換していく必要がある。これにより、親と子どもが誰でも、自らの生活理念・生活様式に合ったサービスを、自由に選択できることが望ましい。

■図書館情報ネットワーク概念図
(武蔵野市立中央図書館基本構想)

(注)——オンライン



※ 生涯学習社会における学習、文化およびスポーツなどの地域活動の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に積極的に開放することを目的とする。(平成4年10月施行)



1) 地域における育成活動の基盤整備

青少協地区委員会や学校開放委員会、地域ボランティアの協力を得て、全児童対策として小学校区を単位とする活動の基盤づくりを推進する。活動の拠点として小学校の余裕教室を有効利用するほか、コミュニティセンターも活用する。図書館、児童館などの専門館との連携も強化していく。

2) 子どもセンター設置の検討

武藏野市における青少年育成活動の拠点として、「子どもセンター」を設置し、子ども関連諸施設との調整を図る。情報の収集・提供、育成活動の相談、交流の場として位置づけ、あわせて中学生以上の児童も対象において、科学の学習に資する機能を付加することも検討する。

3) 学童保育のあり方の検討

従来、学童保育はいわゆるカギッ子の放課後対策として生まれてきたものを、保育措置の延長線上でとらえてきていた。しかし、親の就業形態や子どもの下校後の過ごし方が多様化し、一律に保育措置の枠組みでは囲い切れない側面も出てきているため、全児童対策の視点から制度の見直しが必要になっている。将来的には、保護の機能を残しながら、全児童を対象としたものに、発展的に改組していくことを検討する。

4) 地域リーダーの養成

あそびを中心とした地域活動の推進には、リーダー、ジュニアリーダーの存在が不可欠である。そこで、講習会などを通じて、人材養成を積極的に展開する。

5) 青少年交流活動の促進

国内外の交流活動を促進し、異なる価値観に触れる機会を増やし、広い視野を持つ自立した青少年を育成する。[→P70・都市・国際交流]

6) 環境浄化対策の推進

ポルノビデオ、漫画、ダイヤルQ²など、青少年をとりまく有害環境の浄化活動を推進し、健全な社会環境づくりを行う。

(3) 学校施設開放の推進

平成4年10月に、「^{*}武藏野市立学校施設開放に関する条例」が施行され、学校施設の積極的な開放の方向が示されたことは、生涯学習の発展にとってきわめて意義深い。本市では、既に校庭開放が実施されているが、今後は、子どもの育成、市民の地域活動や身近にあるスポーツの場として、学校施設をいつそう活用していく。[→P69・コミュニティ]

千川小学校の改築は、開放型学校施設のあり方を示すものである。モデルケースとして注目し、将来の学校改築の参考とする。[→P62・学校施設の計画的整備]

※

new media

新しい電子技術を利用した情報通信媒体の総称。

(4) 図書館ネットワークの形成

1) 中央図書館の建て替え

中央図書館を建て替え、70万冊の収蔵、^{*} ニューメディアを生かした情報サービスなどにより、本市の図書館活動の核を作る。

2) 武藏境図書館の新設

武藏境駅周辺に図書館を新設し、現在の西部図書館の機能を移転・拡充する。

3) 図書館情報ネットワークサービスの構築

新中央図書館を核とする吉祥寺図書館、武藏境図書館の3館ネットワークを完成し、高い水準のサービスを展開する。

(5) 市民スポーツの振興

高齢化や自由時間拡大の時代にあって、豊かな生活を支える健康を、気軽に楽しみながら、維持していくような市民スポーツを充実させる。

1) 圏域ごとの体育館の設置の検討

総合体育館は平成元年開設以来、市民スポーツの核として、多くの市民及び周辺市区住民が利用し、平成4年8月には個人有料利用者数延べ百万人に達している。このような現状を踏まえ、吉祥寺圏および武藏境圏に中型体育館の設置を検討する。このうち、武藏境については、市民会館体育館の改築で対応する。また、温水プールについて



学校施設開放は市民の生涯学習・スポーツの発展にかかせません(第四中学校プール)。

※ 武藏野市にふわさしい美術館のあり方について調査・研究を行うため、平成4年2月に設置された、専門家・学識経験者15名からなる委員会。

は、既存の総合体育館や民間施設の能力を勘案して、慎重に判断する。

2) スポーツ施設ネットワークの形成

市民が、気軽に身近でスポーツが楽しめるよう、総合体育館と周辺の体育施設を中心に、各地域の学校、コミュニティセンター体育館、民間スポーツ施設をも包括する、ネットワークの形成を図る。そして、これらの施設を活用し、地域における健康・体力づくりのためのしくみづくりを展開していく。

3) 指導者の養成

小・中学生のスポーツは、のびのびと自由な環境で楽しむことが重要である。そのため最も大切なことは、指導者に人を得ることである。そこで、次のような条件を備えた指導者を養成し、また、そのような人が活動しやすい環境を整備しなければならない。

- ① 優れた技術と合理的な指導法を身につけていくこと。
- ② 成績を重視するあまり、過重な練習を強いるなど、自分の考えを押しつけることなく、適切にアドバイスできること。



小・中学生には、優れた指導者が必要です。

5. 文化

この領域の活動は、好み・個性・自主性が自由に發揮されるべきで、画一的な指導や押しつけがあってはならない。それだけに、自由と責任とが表裏一体となっているという自覚が必要となる。このような視点を原則とし、創造性の開発や個性的な若い世代を育てるという課題を中心に、施策を展開する。

(1) 施設の整備と適正な運営

市民文化を発展させるためには、発表、鑑賞の場となる施設の整備が必要となるとともに、その施設をいかに活用するかが重要となる。多種多様な要求をすべて満足させることは不可能であるが、次のような事業が必要である。

- 1) 公会堂は当面、改装を行い、将来的には吉祥寺駅南口の再開発事業の一環として、吉祥寺圏の文化センターとして建て替える。
- 2) 武藏境駅北口の再開発事業の一環として、文化センター機能を持った施設を建設する。
- 3) 本市の文化施設を活用するために多様な試みを行う。
 - ① 練習場などを一定時間開放し、市民が自由に楽器などを使用できるようにする。
 - ② 市民から脚本を公募し、優秀作品を市内の劇団、俳優に上演してもらう。
 - ③ 本市の国際オルガンコンクールのような音楽コンクール、演劇コンクールを市規模・広域行政圏、さらには国際規模で考える。
 - ④ 優れた企画、作品の啓蒙活動を武藏野文化事業団を中心に行う。
- 4) 美術館構想検討委員会の結論を基礎として美術施設の計画を進める。しかし、これまで、多くの自治体で、美術館が建設されてきたが、その活動にはいくつかの問題が指摘されている。そこで、本市では、次のような考え方方に立ちながら計画を

■ 埋蔵文化財や民家・民具など、郷土の民俗資料を収集、保存、展示するための施設。

進めることとする。

- ① 本格的展示が可能なものとする。
- ② コレクションの是非を慎重に検討する。これを行う場合には、あらかじめ定めた厳格なルールに従い、恣意的との批判を受けることのないよう、適正に実施しなければならない。
- ③ 市民の創作活動と教育活動の場であるとともに、作品の発表の場となりうるものとする。
- ④ 詩の朗読などのパフォーミングアーツの舞台となりうるものとする。
- ⑤ 美術施設への投資が実りあるものにするためには、優れた専門家スタッフを得ることが決定的に重要である。そこで、身分と活動の自由を合理的に保障されたポストをおいて、能力と見識を兼ね備えた人材の参加を促す必要がある。このほか、美術活動に対する施策として、姉妹・友好都市への写生会、講演会、市外の美術館へのバスマッチ、国外の工芸家を招いての国際交流なども検討する。
- 5) 民俗資料館は純粹な美術施設ではないが、一面では美術施設と共通した部分を持つ施設である。ふ

るい武藏野の生活をとどめた民具などを展示することになるため、市内に残る旧家を利用する可能性も含めて検討する。

- 6) **市立図書館の整備** [→P66・図書館ネットワークの形成]
 - 7) 歴史資料館は、古文書と現用を外れた公文書を収蔵する「文書館」としての性格が基本となるが、地味な施設であるから、興味深く見せる工夫が大事となる。このため、武藏野市や周辺地域に関する資料、例えば地誌類、文学作品など近代以降の価値ある様々な民間資料と組み合わせることも必要である。さらに、文書資料をデータベース化するなどして、検索しやすいように工夫する。
- (2) **文化施設に対する環境づくり** [→P97・IV 中央文化ゾーンの整備]
- 文化施設はその建物だけを立派なものにするのではなく、鑑賞前の期待の段階、鑑賞後の余韻を楽しむ段階のために周辺の環境もあわせて整備する必要がある。また、上演時間、演奏時間を考慮し、子どもたちだけでも鑑賞に行けるような、便利で安全な交通システムを検討することも必要である。



文化施設は建物だけでなく、周囲の環境づくりが必要です(市民文化会館)。



※ コミュニティセンターの建設ならびに管理運営は、地域の住民によって自主的になさるべきという考え方をとおしてできあがったコミュニティの基本原則。

6. コミュニティ

コミュニティセンターの17館設置が完了し、コミュニティ施策推進の拠点づくりは整った。これからは、市民が自らの力でコミュニティづくりを進めていく段階に入る。コミュニティセンターにおいては、^{*}三原則（自主参加・自主企画・自主運営）を維持しつつ、本格的な地域活動が展開されることを期待したい。

(1) コミュニティづくりの推進

コミュニティづくりが進むと地域での様々な問題に、市民自らの責任と判断で対応していくことになる。その意味では「生涯学習」の場としても、重要な役割を持っている。

1) コミュニティ研究連絡会機能の充実

地域づくりに関するコミュニティセンター同士の運営方法の交換と研さんを通じ、相互の協力によって共通の課題解決や活性化を進めていく。

2) コミュニティセンターへの協力態勢の強化

市は、コミュニティセンター活動を支援するため、必要な協力を引き続き行っていく。また、施設の維持管理を計画的に進める。

3) 専門館との連携強化

専門的な技術や知識を持たないコミュニティセンターが、コミュニティ活動を幅広いものとするには、体育館、図書館、高齢者総合センター（仮称）、児童館、市民文化会館、保健センターなどの専門館からの人的、物的支援が必要である。専門館は、積極的に対応できる態勢づくりを進める。

(2) 学校施設開放によるコミュニティづくり

学校施設の開放により、学校が、単なる勉学の場にとどまらず、子どもを核として、地域の人々が集まり交流する、コミュニティの場に変わろうとしている。学校施設開放を中心とした、子どもの育成や地域活動の展開が期待される。[→P65・学校施設開放の推進]

(3) ボランティア活動によるコミュニティづくり

ボランティア活動は、住みやすい地域、愛着の持てる武蔵野を作る原動力である。ボランティア活動を支援する情報提供や、あっ旋のしくみを総合的に整備していく。

■コミュニティセンター位置図



'92市勢要覧

7. 都市・国際交流

(1) 国際交流

国際化時代といわれる今日、市はこれまで、異文化を理解し友好を深めるため、ジュニア大使親善使節団、青年の翼親善使節団、青少年野鳥交流使節団、女性親善使節団、シニア友好使節団を派遣し、また国際オルガンコンクールを開催するなど、積極的に国際交流事業を推進してきた。今後も、武蔵野市国際交流協会との連携をますます強化して、国際交流事業の幅を広げ、市民の国際理解を積極的に支援していく。また、国際交流のための施設を検討していく。

(2) 都市交流

姉妹都市（利賀村、豊科町）・友好都市（川上村、富士吉田市、白浜町、遠野市、小国町、酒田市、大崎町）との交流は、単なる経済交流や市民交流から一步進め、武蔵野市民のための施設・空間を確保して、セカンドスクールの拠点や市民のいこいの場として活用する。武蔵野の児童が豊かな自然に触れ、農業体験を試みたり、市民が積極的に農業や林業経営の手助けをするシステムなどを考え、相互に補いあって、いっそう連携を深めていく。[→P75・III 市民農園の確保、P81・III 農業公園設置の検討]

(3) 外国人市民へのサービス

市内に在住する外国人の数は漸増しつつある。既に外国人留学生に対する補助を行っているが、さらに、すべての外国人市民が、不自由なく暮らせるための、生活や医療への案内など、多角的なサービス提供のための施策を立てる必要がある。

■姉妹都市と友好都市



'92市勢要覧

■国際化時代の幅広い交流

